

目標 3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

(1) 組織犯罪対策の推進

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、統一的な戦略を推進した。
- ・ 都道府県警察において、危険ドラッグ事犯に対し、各部門が横断的に連携した組織体制を構築し、インターネット利用の危険ドラッグ密売の取締りを推進した。

厚生労働省

- ・ 広域的な薬物密売事犯に係る情報を集約する等し、統一的な戦略の下、暴力団等による薬物密売組織に対する取締りを実施した。
- ・ 組織的密売事犯及び危険ドラッグ事犯の検挙のため、警察、海上保安庁、税関等関係機関と積極的に合同捜査を行い、協力して薬物密売組織の壊滅に努めた。
- ・ インターネットサイトを利用した危険ドラッグ販売や、デリバリー販売について、効果的な取締りを実施するため、インターネット上の密売情報を収集し、一元的に管理する仕組みを構築した。

財務省

- ・ 各部門横断的に水際取締りのための戦略を検討し、当該戦略に基づき、統一的に水際取締りを行った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 統一的な戦略に基づき、薬物密売組織の実態解明と取締りが推進された。

警察庁

- ・ 各部門が横断的に連携した組織体制を構築したことにより、危険ドラッグ事犯に対し、関係機関と連携・情報共有した効果的な取締りが推進された。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部の体制強化により、危険ドラッグに対する情報収集能力の強化及び取締りの徹底が図られ、効果的に危険ドラッグ販売業者等の取締りに当たることができた。
- ・ インターネット上の危険ドラッグ密売情報を一元管理したことにより、危険ドラッグの販売情報が常時更新され、担当部局間の調整等について意思統一が容易に図られるなどして、効果的な取締りを行うことができた。

財務省

- ・ 統一的な戦略に基づき、効果的・効率的な水際取締りが実施された。

(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 暴力団、外国人薬物密売組織による密輸入事犯等において、徹底した突き上げ捜査等から、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施し、平成28年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等5,837人を薬物事犯により検挙した。
- ・ 危険ドラッグ販売業者に対する検査命令及び徹底した取締りによる危険ドラッグ販売業者対策を推進した。

警察庁

- ・ 平成28年中、危険ドラッグの供給側である密輸入事件を8事件検挙するとともに、危険ドラッグのインターネット利用による密売対策として、取締りを推進し、4事件、4サイトを摘発した。

厚生労働省

- ・ 平成27年に危険ドラッグの街頭店舗が全店閉鎖された後、販売業者がインターネット販売やデリバリー販売等に移行し潜行化したことを受け、積極的に販売業者に対する捜査を行った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 密売組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施したことにより、首領・幹部を含む暴力団構成員等による薬物事犯の取締りが推進された。
- ・ 危険ドラッグ販売業者等を検挙したことにより、危険ドラッグの供給の遮断を行うとともに、販売ルートの大規模な壊滅及び流通実態の解明が図られた。

(厳正な科刑の獲得)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条の積極的な適用を推進するとともに、同条の適用事件については、特に裁判員裁判を見据え、捜査段階から被疑者の悪性、常習性、営利性等の分かりやすい立証に努めた。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同等を通じて、麻薬特例法等の関係法令の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めた。

[平成28年度予算496,706千円の内数]

財務省

- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に

対する抑止効果を高めることを目指し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。

厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ事犯者への適正処罰に資するため、法務省、警察庁、財務省等からの要請により指定薬物の精神毒性等についての情報を提供した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第5条の積極的適用に努めた結果、平成28年中、21件を適用し、暴力団構成員等の複数の薬物密売組織を壊滅した。

法務省

- ・ 平成28年においては、覚せい剤取締法違反等の麻薬・覚醒剤事犯について、第1審判決において被告人の大半が1年以上の懲役に処せられ、有罪判決を受けた者の約55%が実刑（刑の一部の執行猶予がある場合を含む。以下同じ。）となった。特に、覚せい剤取締法違反については、約61%の者が実刑に処せられており、厳正な科刑が得られた。

厚生労働省

- ・ 関係取締機関が検挙した危険ドラッグ事犯について、押収した指定薬物の精神毒性等について情報提供を行うことで、適正な処罰に貢献した。

財務省

- ・ 平成28年において、指定薬物密輸入事犯を477件摘発した。

(捜査手法の活用等)

【施策の内容】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 組織的に敢行される薬物密売を解明するため、麻薬特例法等の適正かつ効果的な運用に努めた。

【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法の活用等により、暴力団構成員等の複数の薬物犯罪組織を摘発した。

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

【施策の内容】

法務省

- ・ 通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させ、その育成を図るとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体制の整備・充実を図った。

[平成28年度予算496,706千円の内数]

- ・ 厳格な上陸審査を行うため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書

鑑識機器を積極的に活用し、偽変造文書所持者の発見に努めた。

また、本邦に乗り入れる全ての航空機等の旅客等名簿の事前提出を義務付けているほか、平成28年1月から乗客予約記録（PNR）の電子的取得を開始し、当該航空機等の到着前に、要注意人物に対する事前確認を実施する等、上陸審査に活用した。

併せて、上陸申請時に個人識別情報の提供を義務付けており、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び要注意リストとの照合を正確かつ迅速に実施しているほか、指紋の偽装に対する取組を強化した。

また、事前確認及び上陸審査時において、国際刑事警察機構（ICPO）紛失・盗難旅券データベースとの照合を実施したほか、主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行い、不審者の摘発や監視等を実施した。

[平成28年度補正後予算19,515,492千円の内数]

- ・ 平成28年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けた外国人のうち、232人の外国人について同有罪判決を受けたことを直接の理由として退去強制手続を執った（5年間で退去強制手続を執った者は1,229人）。

首都圏を管轄する東京入国管理局、東海・北陸地区を管轄する名古屋入国管理局及び近畿地区を管轄する大阪入国管理局に設置した摘発方面隊により、摘発をより一層強化した。

首都圏及び近畿・東海・北陸地区においては警察等関係機関とも緊密に連携するなどして入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、平成28年中は全国2,344か所の摘発を実施した。

[平成28年度補正後予算19,515,492千円の内数]

警察庁

- ・ イラン人等外国人薬物密売組織の活動地区に重点を置いた集中的かつ総合的な取締りを実施し、平成28年中、薬物事犯により来日外国人465人を検挙した。

厚生労働省

- ・ 中国人等外国人組織による覚醒剤密輸事犯を摘発するとともに、密売ルート等の解明に努めた。
- ・ 民間人通訳人の協力確保により、通訳体制の整備・充実を図った。

【施策の効果】

法務省

- ・ 平成28年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けたことを理由に退去強制手続を執った外国人は、前年より2人減少し、232人となった。

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成28年中来日外国人の薬物事犯の検挙人員は、前年から59人減少し、498人（うちイラン人は32人）となった。

（2）犯罪収益対策の推進

（薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化）

【施策の内容】

警察庁

- ・ 関係機関との連絡会議の開催や人事交流を通じて薬物犯罪収益等に係る情報の集約に努めた。また、外国の資金情報機関（F I U）との疑わしい取引に関する情報に係る情報交換のための枠組みの設定に向けた交渉を推進し、平成28年末現在、94の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定している。また、平成28年中の外国F I Uとの情報交換件数は292件であった。
- ・ 分析ツールの機能向上等、疑わしい取引に関する情報の分析手法の高度化を推進した。また、分析の結果、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められた疑わしい取引に関する情報を、平成28年中は44万3,705件、捜査機関等へ提供した。平成28年中、都道府県警察が疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数は1,091件で、そのうち薬物事犯は41件であった。

厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するため、提供を受けた疑わしい取引に関する情報を活用するなどして、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努めた。

法務省

- ・ 犯罪収益移転防止法第13条に基づき、薬物犯罪及び薬物犯罪収益等に係るマネー・ローンダリング犯罪の捜査に役立てるため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国の検察庁へ周知した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 関係機関との情報の共有や連携強化、薬物犯罪収益等に係る情報集約等が推進された。
- ・ 疑わしい取引に関する情報の分析手法の高度化が図られるとともに、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められた情報を捜査機関等に提供したことにより、薬物事犯の取締りが推進された。

厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明が推進された。

法務省

- ・ 薬物犯罪収益剥奪に係る麻薬特例法の運用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

（薬物犯罪収益等の剥奪の徹底）

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法第6条及び第7条の適用を推進するとともに、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用にも努めた結果、平成28年中、麻薬特例法の適用件数は、第6条が5件、第7条が3件、第19条が16

件であった。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同において、薬物事犯につき、薬物犯罪収益の剥奪の徹底を含めた適切な対応について意識共有を図り、その実施に努めた。
〔平成28年度予算496,706千円の内数〕
- ・ 平成28年に、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を38人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を201人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は5,071万4,708円に上った。

【施策の効果】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益の剥奪に係る麻薬特例法の適用が定着し、薬物犯罪収益等の確実な剥奪を行った結果、暴力団等の薬物密売組織を資金面から弱体化させた。

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して、特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会を実施するなどし、平成28年中、特定事業者から40万1,091件の疑わしい取引の届出を受理した。
- ・ 平成28年中、取引時確認義務等に違反している疑いのある特定事業者に対する報告徴収を9件、所管行政庁に対し、特定事業者に対して必要な措置を講じるよう促す意見陳述を8件実施した。
- ・ 外国F I Uとの間で設定した情報交換のための枠組みを活用し、平成28年中は292件の情報交換を行った。
- ・ 金融活動作業部会（F A T F）第三次審査で指摘された事項等に対応し、疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定等を整備するために改正した犯罪による収益の移転防止に関する法律は、平成28年10月1日から施行された。また、同年6月3日、仮想通貨交換業者を特定事業者に追加すること等を含む「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が公布された。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 所管行政庁と連携して実施した、特定事業者を対象とした疑わしい取引の届出等に関する研修会等を通じて、疑わしい取引の届出等の犯罪収益移転防止法に定める措置の適切な履行が図られた。
- ・ 外国F I Uとの積極的かつ迅速な情報交換を実施し、関連情報を薬物事犯捜査等に活用した。

(3) 巧妙化する密売方法への対応

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱等に基づき、インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進した。
- ・ 平成28年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙事件数は、53事件、サイトへの書込者ら77人を検挙した。
- ・ 平成28年中、危険ドラッグのインターネット利用による密売対策として、取締りを推進し、4事件、4サイトを摘発した。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、麻薬特例法第9条等各種法令を活用して取締りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。
- ・ 平成18年6月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンター」(IHC)からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報の把握に努めた。

平成28年中、IHCから、「薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為」、「規制薬物の広告」、「指定薬物の広告」、「指定薬物等である疑いがある物品の広告」及び「危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」に関する違法情報について685件の通報を受けた。

警察では、IHCから通報される違法情報について、「全国協働捜査方式」による捜査を実施しており、平成28年中は、IHCの情報をもとに規制薬物、指定薬物及び危険ドラッグに係る未承認医薬品関連事件について27件を検挙した。

また、IHCではこれらの情報について、サイト管理者等に対して614件の削除依頼を行った。

[平成28年度予算95,367千円]

厚生労働省

- ・ 都道府県警察、税関、海上保安庁及び全国麻薬取締部との連携を強化し、巧妙化する薬物事犯に対し、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図った。
- ・ 麻薬取締部に設置されているサイバー犯罪対策官を中心に、麻薬取締部におけるインターネット監視により収集した情報を一元管理することにより、インターネットを利用した密売事犯を効率的に摘発した。
- ・ 危険ドラッグの原料となる物質を製造キットと称して合法的に販売していた者を、危険ドラッグの製造ほう助事案として摘発した。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、効率的な捜査手法の活用に努め、取締りの徹底を図った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ インターネット上における薬物関連違法情報の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進し、危険ドラッグを含む複数の薬物密売サイトを閉

鎖に追い込み、複数の供給ルートの遮断に至った。

- ・ サイバーパトロールやIHCからの通報によりインターネット上における薬物密売等の情報を収集し、情報に基づく捜査を推進したことにより、薬物事犯の取締りが推進された。

厚生労働省

- ・ 各関係機関の連携及び情報収集・管理体制の強化により、捜査協力体制の強化が図られるとともに、情報の一元管理により、携帯電話、インターネットを利用した密売事犯に対し、効率的な摘発を実施した。
- ・ 危険ドラッグの製造キットを販売した者を逮捕したことにより、危険ドラッグの市中への蔓延を防いだ。

(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 危険ドラッグを含む薬物の需要の根絶を図るため、末端乱用者の取締りを重点として推進した。

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 危険ドラッグ事犯の末端乱用者の取締りのため、関係機関と協力して密輸情報等を共有し、密輸事犯者に対して積極的に捜査を行った。

警察庁

- ・ 合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、統一的な戦略を推進し、平成28年中、薬物事犯者13,411人を検挙した。
- ・ 危険ドラッグの末端乱用者等に対して、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反等様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成28年中、危険ドラッグ関連事件を864事件、920人検挙し、そのうち乱用者側を798事件、838人検挙した。
- ・ 蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故については、危険ドラッグの使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進し、平成28年中、危険ドラッグに係る道路交通法違反を8件、7人検挙した。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締部間での協力捜査及び関係機関等と合同捜査を行うなどして、平成28年中、薬物事犯者474人を検挙し、うち危険ドラッグ事犯者（医薬品医療機器法違反者）は68人であった。
- ・ 麻薬取締部に相談窓口（相談専用回線・来所相談）を設けるとともに、相談員を配備することにより、乱用者本人、家族等からの相談に随時対応した。
- ・ 「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」を都道府県と共に主催し、ポスター・リーフレットを作成・配布するとともに、マスメディアやインターネット等を活用した啓発活動を実施した。
- ・ 危険ドラッグ事犯の減少に伴い、再び増加傾向にある大麻事犯について、取締り

を強化した。

財務省

- ・ 大麻種子の不法栽培等を阻止するため、大麻種子の水際取締りの徹底に努めた。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣し、講演会や税関見学会等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸手口の写真パネルを展示した。
- ・ 学校等へ税関職員を派遣して行う薬物乱用防止教室や税関見学会等において、危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について注意喚起を行った。【再掲】
- ・ 税関ホームページや税関ツイッター等を活用し、海外旅行者等に向け、危険ドラッグの危険性について注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行った。【再掲】

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識の周知徹底、青少年に対する広報啓発活動の強化、薬物再乱用防止対策の充実強化及び相談窓口の周知徹底等を図った。【再掲】

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 末端乱用者の取締りを重点的に推進し、薬物の需要の根絶に一定の成果を上げた。

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 個人輸入等で海外から危険ドラッグを輸入する末端乱用者について積極的な取締りを推進し、危険ドラッグの需要の根絶に一定の成果を上げた。

警察庁

- ・ 蛇行運転等の異常な運転行為やこれに伴う事故について、危険ドラッグの使用の疑いがあることを念頭に危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締り・交通事故事件捜査を推進した結果、危険ドラッグに係る道路交通法違反の検挙に繋がった。

厚生労働省

- ・ 広報啓発活動を推進することにより、薬物に関する正しい知識の普及に努めた。
- ・ 大麻事犯の取締りを強化したことにより、平成28年中185人を検挙した。

財務省

- ・ 水際取締りの徹底により、大麻種子の密輸阻止に一定の成果を挙げた。
- ・ 講演会や税関見学会等を通じた国民に対する薬物乱用防止に関する広報啓発の充実により、薬物乱用を拒絶する規範意識を有する社会の形成促進に貢献した。
- ・ 危険ドラッグの人体への悪影響や危険性について、薬物乱用防止教室等を通じた注意喚起により、啓発の強化が図られた。

内閣府・警察庁・消費者庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動等において、薬物乱用の実態や危

険性、相談窓口の周知等を積極的に展開したことにより、国民の規範意識や薬物根絶意識の醸成が図られた。【再掲】

(5) 正規流通への監督の徹底

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 医療用に使用される麻薬、向精神薬等の不正流通を防止するため、都道府県薬務主管課とともに、医療機関等への立入検査を実施し、医療機関、取扱業者、薬局等への指導監督を実施した。
- ・ 医療関係者による向精神薬の不正譲渡事犯を契機として、向精神薬の適正流通のための監視指導の強化を目的とした通知を発出し、関係団体に注意喚起を行ったほか、麻薬取締部及び都道府県薬務主管課に対して不正流通事案への厳正な対処を要請した。
- ・ 覚醒剤や麻薬・向精神薬の原料等が不正に輸出入されないことがないよう、また、不正に薬物事犯者の手に渡ることがないよう、取扱事業者等へ取締りに関する講習会を行うなど、指導監督・取締りを強化した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 都道府県薬務主管課と協力するなどして、正規流通の麻薬等の指導・監督を徹底することにより、不正流通防止が図られた。
- ・ 指導・監視の過程で発覚した不正流通事犯については、原因を究明し、違反者に対しては強制捜査を行うなど厳正に対処し、再発防止に努めた。

(6) 関係機関の連携強化

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関による合同捜査を実施するなど、連携した取締りを推進した。
- ・ 密輸入情報の入手段階から関係機関による合同捜査を推進し、薬物密輸組織及び薬物密輸ルート of 徹底解明に努めた。
- ・ 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を推進し、関係機関の連携の強化を図った。

厚生労働省・財務省・警察庁・法務省・海上保安庁

- ・ 「薬物対策関係取締機関情報交換会」、「地区麻薬取締協議会」及び「密輸出入取締対策会議」等を通じて関係機関間の情報交換を促進し、情報の共有化を図った。

法務省

- ・ 関係機関との合同取締りを推進するなどして、全国2,344か所において、入管法違反外国人等の摘発を実施した。

[平成28年度補正後予算19,515,492千円の内数]

厚生労働省

- ・ 「麻薬取締職員会議」等を通じて都道府県麻薬取締員と情報交換を行うなどして連携強化を図った。

【施策の効果】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 情報交換等の推進等により、関係機関の連携強化等が図られ、覚醒剤等の密輸入事犯を摘発するなど、一定の成果を上げた。

(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化 (指定薬物への迅速かつ効果的な指定の推進)

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ インターネット監視や買い上げ調査を通じて流通している危険ドラッグの把握に努めるとともに、国内流通前の物質についての情報も積極的に収集し、平成28年度で26物質を新たに指定薬物に指定した。
- ・ 国内に流通する指定薬物情報を引き続き一元的に情報集約、データベース化し、関係機関に公開することで、最新情報の共有を図った。
- ・ 精神毒性の確認された物質について、速やかに指定薬物部会を開催（平成28年度6回）して審議することで、迅速に指定薬物に指定した。
- ・ パブリックコメントの省略、指定薬物省令の公布から施行までの期間を短縮すること等を継続することにより、指定薬物の迅速指定に努めた。
- ・ 指定薬物の迅速指定等を行うほか、麻薬と同種の乱用のおそれのある物質については指定薬物から麻薬に格上げ指定する等規制を強化した。
- ・ 「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」にもとづき、国立医薬品食品衛生研究所の検査機器等を増強し、危険ドラッグの迅速な分析を進めた。
- ・ 都道府県の地方衛生研究所の分析担当者に対して、指定薬物の分析研修会を実施した。

警察庁

- ・ 都道府県警察科学捜査研究所への分析機器等の配備に努めるとともに、分析結果をまとめたデータベースを配布することで、鑑定の高度化を図った。
〔平成28年度予算644,900千円〕
- ・ 危険ドラッグに係る事件で把握した物品等について、厚生労働省に情報提供を行うなど、指定薬物への迅速な指定に向けた支援を行った。

財務省

- ・ 麻薬や指定薬物等に類似の性質をもつ物品を税関検査で発見した場合には、厚生労働省に情報提供し、指定薬物の迅速な指定に向けた支援を行った。
- ・ 税関職員向けの内部ホームページに、危険ドラッグの概要について商品の例等を用いながら説明する資料を掲載した。更に、税関職員に対する研修において、本緊急対策の概要や税関での取締りの徹底等についての講習を行った。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされるなど、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 指定薬物への指定の迅速化により指定薬物の数は平成29年3月時点で2,362物質となるなど、効果的な指定が推進された。
- ・ 指定薬物の迅速指定が実施されたことにより、危険ドラッグ販売業者に対する効果的な取締りが推進された。
- ・ データ更新により、関連機関における国内に流通する指定薬物の最新情報共有の推進が図られた。
- ・ 平成28年5月には既に指定薬物として規制されていたものの、麻薬と同種の乱用のおそれのある4物質（通称名Methoxetamine、MT-45、Acetylfentanyl、4,4'-DMA R）を麻薬に指定し規制強化を図った。
- ・ 都道府県の地方衛生研究所の指定薬物分析担当者を対象にした研修会の開催により、技術の向上及び情報共有が図られた。

警察庁

- ・ 鑑定機器の高度化に加え、指定薬物鑑定用標準品及びデータベースの充実により、迅速かつ効率的な鑑定体制の構築が図られた。
- ・ フーリエ変換赤外分光装置の導入により、都道府県警察科学捜査研究所における危険ドラッグの鑑定の高度化が図られた。
- ・ 危険ドラッグに係る事件で把握した物品等について、厚生労働省に情報提供を行った結果、指定薬物への迅速な指定が行われ、効果的な取締りが推進された。

財務省

- ・ 税関検査で発見した物品について、厚生労働省に情報提供を行った結果、指定薬物への迅速な指定が行われ、効果的な取締りが推進された。

（販売業者に対する監視指導・取締りの強化）

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部及び都道府県薬務主管部局が連携を強化し、危険ドラッグを取り扱う販売業者へ指導・警告するとともに取締りを実施した。

警察庁

- ・ 危険ドラッグの販売業者等に対して、指定薬物に係る医薬品医療機器法違反のほか、麻薬及び向精神薬取締法違反等様々な法令を駆使して取締りを強化し、平成28年中、危険ドラッグ関連事件を864事件、920人検挙し、そのうち供給者側を66事件、82人検挙した。
- ・ 平成28年中、危険ドラッグの供給側である密輸入事件を8事件検挙するとともに、

危険ドラッグのインターネット利用による密売対策として、取締りを推進し、4事件、4サイトを摘発した。【再掲】

- ・ 宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に違法薬物に関する契約禁止事項を盛り込むよう要請するなど申し合わせ、協定を締結した。
- ・ トラック協会と連携し、運送契約に際し、違法薬物に関する契約禁止事項を盛り込むよう周知するなど申し合わせ、協定を締結した。

厚生労働省

- ・ 医薬品医療機器法改正により可能となった指定薬物の医療等の用途以外での所持罪、使用罪での検挙を強化し、危険ドラッグの購入者を減らすことで販売業者へ打撃を与えた。
- ・ 危険ドラッグを無承認医薬品として取締りための基準を活用し、指定薬物事犯の取締り以外での危険ドラッグ事犯の取締りを継続して推進した。
- ・ 危険ドラッグ販売業者等に対する積極的な捜査を実施し、医薬品医療機器法違反で平成28年中に80事件、68人を検挙した。
- ・ プロバイダ等に対しインターネット利用による危険ドラッグ販売サイトに対する積極的な削除要請を実施した。

財務省・厚生労働省

- ・ 医薬品医療機器法における「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を税関が発見した場合には、当該物品の情報を厚生労働省に提供し、厚生労働省による迅速な検査命令等の支援に努めた。
- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。

消費者庁

- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトについて特定商取引法上の表示義務の遵守状況の調査を行い、法律の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営業者に対し、表示の是正を要請を行った。

法務省

- ・ 全国の検察官が出席する会同等を通じて、危険ドラッグ事犯に対する関係法令の積極的な活用を推奨し、危険ドラッグの製造・販売業者等に対する徹底した捜査の実施と厳正な処分及び科刑の実現に努めた。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ インターネットを用いて販売する業者や客からの連絡により危険ドラッグを配達するデリバリー販売業者についても積極的な捜査を行い、潜在化する危険ドラッグの供給ルートの発掘、遮断に一定の効果を上げた。

警察庁

- ・ 宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に違法薬物に関する契約禁止事項を盛り込むよう要請することなどを申し合わせ、協定を締結した結果、違法薬

物の店舗開業阻止に向けた基盤の構築が図られた。

- ・ トラック協会と連携し、運送契約に際し、違法薬物に関する契約禁止事項を盛り込むよう周知することなどを申し合わせ、協定を締結した結果、違法薬物の物流ルートへの遮断に向けた基盤の構築が図られた。

厚生労働省

- ・ インターネットを利用した危険ドラッグ販売サイトについて、平成26年11月の医薬品医療機器法改正から平成29年3月までの間、国内外の計303サイトに対して削除要請を実施し、247サイトを閉鎖又は販売停止させ、容易に危険ドラッグを入手できる機会を減少させた。

財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、平成28年12月末時点で、輸入される危険ドラッグ68物品を医薬品医療機器法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち21物品の輸入者に対して検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。

消費者庁

- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトについて、特定商取引法上の表示義務の遵守状況の調査を行い（平成28年8月から）、特定商取引法の表示義務に違反しているおそれのあるサイト（10サイト）の運営者に対し、是正要請を行い、その結果、サイトの閉鎖や通信販売の停止、表示の是正を確認した。特定商取引法に規定する表示義務に違反する事業者について、是正要請を行った結果、通信販売サイトを閉鎖・通信販売を停止する事業者も多く、消費者が容易に危険ドラッグを入手できる機会を減少させた。

法務省

- ・ 危険ドラッグの製造・販売事案について、医薬品医療機器法の指定薬物に係る罰則規定や医薬品に係る罰則規定を活用して厳正な処分が行われた。

【まとめと今後の課題】

暴力団、外国人薬物密売組織及び危険ドラッグ販売業者等の壊滅に向け、統一的な戦略に基づいた取締りの推進、取締り体制の強化、薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策を推進するとともに、薬物犯罪収益の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を強力に推進した。

その結果、首領・幹部を含む暴力団関係者、外国人密売組織関係者及び危険ドラッグ販売業者等を薬物事犯で多数検挙するとともに、犯罪収益の没収・追徴を行ったことにより、薬物密売組織を人的・資金面から弱体化させた。

一方で、インターネット・宅配便等を利用した薬物密売事犯が横行し、密売方法が巧妙化、潜在化及び広域化の状況にあることから、薬物密売組織の実態把握、関係機関との連携による取締りのほか、インターネット等を利用した薬物密売事犯に対しては、サイバー

パトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を引き続き推進する必要がある。

また、裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響等について裁判員の理解が得られるよう、引き続き、分かりやすい立証の方法に配慮し、厳正な科刑を獲得することにより、薬物密売組織に打撃を与えていく必要がある。

薬物需要の根絶については、末端乱用者に対する取締りを徹底し、多数の末端乱用者を検挙したものの、覚醒剤事犯検挙人員は依然として1万人を超え、大麻事犯検挙人員が2,500人を超えて増加傾向にあるなど、いまだその乱用の実態がみられるところであり、国内における根強い薬物需要がうかがわれることから、取締りを一層強化する必要がある。

危険ドラッグ対策については、危険ドラッグがインターネットを利用して密売されている実態がみられることから、インターネット広告の監視、物品の買い上げ調査及び販売業者の突き上げ捜査等を通じて、その流通実態の把握に努めるとともに、都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部、都道府県薬務主管部局、税関及び海上保安庁が連携を強化し、引き続き、厳格な水際取締り、危険ドラッグ販売業者への指導・警告、医薬品医療機器法や麻薬及び向精神薬取締法、関税法等様々な法令を駆使した取締りを推進する必要がある。

また、新たに流通が確認された幻覚等の作用を有する物質については、医薬品医療機器法の指定薬物への迅速な指定を行うなど、引き続き規制を強化していく必要がある。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないよう、医療機関や取扱業者等の指導監督・密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅による薬物供給の遮断と末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁・関係団体の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

目標 4

水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

(民間からの情報収集の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省

- ・ ホームページ等を活用し、いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するための広報・警告を行うとともに、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施し、国民の理解と協力を求めた。

警察庁

- ・ 漁業関係者等の関係業界との連絡協議会の開催により、密輸関連情報の提供を呼びかけた。

財務省

- ・ 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけた。また、各所等において密輸情報提供用のリーフレットを配布し、広報啓発活動を行った。
- ・ 覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関ホームページやソーシャルメディアを活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表を周知する等、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報した。
- ・ 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体に対し、薬物等の密輸入情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- ・ 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。
- ・ 漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。

海上保安庁

- ・ 「緊急通報用電話番号118番」を積極的に広報し、薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけたほか、海事・漁業関係者等に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関が広報活動を実施し、情報窓口に対する国民の認識が広まったこと等により、一般市民、海事・漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な参考情報が寄せられるなど、情報収集活動を推進した。

(組織・装備の強化)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

財務省

- ・ 密輸取締強化のため、必要な人員の確保に努めた。
- ・ 犯則調査センター室（東京税関）、税関情報監理官（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

- ・ 密輸事件に関する情報収集体制の強化を図り、関係機関と連携するなど、密輸事犯の取締り体制の強化を図った。

海上保安庁

- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、平成28年度には海上保安庁職員を増員し、また、巡視船艇・航空機及び海上保安関係施設を整備した。
- ・ 薬物等の密輸入対策の強化のため、情報収集・分析等の捜査資機材の充実強化を図った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、相当量の薬物を摘発するなど、一定の成果を得た。

(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)

【施策の内容】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）との間で情報交換を行うとともに、INCBの要請に基づき、麻薬新条約付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げられている物質について、仕向国、仕出国、我が国から輸出される物質の用途を報告した。

厚生労働省

- ・ INCBが実施する輸出事前通告制度に参加することにより、INCBとの連携強化に努め、対応の可能性がある原料物質の情報収集に努めた。
- ・ 関係国に麻薬取締官を派遣することや国際会議への参加を通じて、薬物及びその原料物質等の動向に関する情報交換を実施し、密輸出入対策の強化を図った。
- ・ INCB主催による原料物質タスクフォース会合の東京開催をホストした。

経済産業省

- ・ 麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報も踏まえながら、輸出審査を厳格に実施した。
- ・ 麻薬新条約における原料物質の新規追加等に係る国際動向及び我が国における貿易管理の取組状況について講演会を開催し、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、事業者における自主管理の徹底を要請した。
〔平成28年度参加者数：63社79名〕

【施策の効果】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 我が国から輸出される原料物質について、用途・需要者を厳格に審査することにより麻薬製造に使われることを抑止した。
- ・ 我が国の麻薬原料の輸出入に関する情報に関して、I N C Bとの共有が図られた。
- ・ 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化により、乱用薬物の密造対策を推進した。

厚生労働省

- ・ 規制薬物の国際的な情報収集及び情報提供を行うことで、関係国との連携が図られ、密輸出入対策が強化された。

経済産業省

- ・ 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上が図られた。

(2) 密輸取締体制の強化・充実

(関係機関の連携強化)

【施策の内容】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸出入取締対策会議、薬物対策関係取締機関情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施したことにより、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図った。

財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 現場レベルでの情報交換をより一層推進し、合同による立入検査、張込み等を行うなど連携強化を図った。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 密輸対策の合同訓練等、薬物の密輸入等を想定した合同取締訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

総務省・財務省

- ・ 国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。

警察庁

- ・ 捜査の過程で押収した国内において乱用が懸念される物質等について、国内関係省庁に情報提供し、国内流入阻止に向けた情報共有を図った。

財務省・厚生労働省

- ・ 医薬品医療機器法における「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を税関が発見した場合には、税関は当該物品の情報を厚生労働省に提供し、情報提供を受けた厚生労働省は迅速な検査命令等に努めた。

【再掲】

厚生労働省・警察庁・財務省

- ・ 地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関が連携して、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの水際取締りを実施した。

厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされるなど、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。【再掲】

財務省

- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。【再掲】

【施策の効果】

警察庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 最近における密輸動向、犯罪情勢等の情報交換を行うことにより、中央レベルにおいては、定期的開催される密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化が進んだ。

また、現場レベルにおいては、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、商業貨物や船舶を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発した。

さらに、日本郵便株式会社の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示等の協力が行われた。

財務省

- ・ 平成28年において、指定薬物密輸入事犯を477件摘発した。

財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、平成29年3月末時点で、輸入される危険ドラッグ88物品を医薬品医療機器法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち22物品の輸入者に対して検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。

【再掲】

(海上、港湾等監視・取締体制の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁・法務省

- ・ 沿岸や港湾における監視体制を強化するとともに、不審者・不審な貨物や船舶に

関する情報の収集に努めた。

財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めるとともに、X線検査装置等の取締・検査機器を適正に配備し、監視取締体制の充実を図った。

海上保安庁

- ・ メキシコ及び中国等の薬物が積み出されるおそれの高い国や地域と関連を有する船舶等に対する立入検査、監視等を実施した。
- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、海上保安庁職員の増員や監視能力等を向上させた巡視船艇、航空機等を配備した。

【施策の効果】

財務省・厚生労働省・海上保安庁・警察庁・法務省

- ・ 必要な人員の確保、巡視船艇及び航空機の配備、X線検査装置等の取締・検査機器の充実・強化により、港湾等における監視・取締体制等の強化が図られた。
- ・ 関係機関の合同船内検査・合同捜査により、取締りの強化が図られた。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視・取締りを実施した結果、覚醒剤密輸入事犯を摘発するに至った。

(密輸リスクに対応した取締りの実施)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。【再掲】

財務省

- ・ 船舶等が我が国へ到着する前に報告された輸入貨物に関する情報等を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階等から、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型X線検査装置等の取締・検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。
- ・ 航空機旅客について、税関が入手している事前旅客情報、乗客予約記録等を活用し、効果的・効率的な取締りを実施した。また、乗客予約記録については、電子的報告を推進するため、航空会社等に対する働きかけを行った。
- ・ 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。

[平成28年度予算12,109,470千円の内数、平成28年度第2次補正予算2,401,285千円の内数]

- ・ 犯則調査センター室（東京税関）、税関情報監理官（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。【再掲】

厚生労働省

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、組織体制の強化を図るとともに、関係機関と連携し、組織犯罪への取締りを推進した。

海上保安庁

- ・ 管区海上保安本部国際刑事課及び国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 要注意船舶、要注意船員等に関するデータベースの充実を図るとともに、対象船舶の絞込みを行い、効果的な監視・取締りを実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査、資機材の適正配備等を行ったことにより、薬物密輸に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、相当量の薬物を摘発するなど、一定の成果を得た。【再掲】

財務省

- ・ 本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、乗客予約記録等を活用して、携帯品等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を摘発するなど相当の成果を上げた。

(密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)

【施策の内容】

財務省

- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について、配備換えなどにより有効活用を図った。
- ・ 新たな密輸手口に対処するため、既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の導入及び探知性能の向上等を目的とした調査・研究を実施した。

財務省・海上保安庁

- ・ 監視用車両等の必要な資機材の整備を図った。

【施策の効果】

財務省・海上保安庁

- ・ 取締・検査機器、資機材の適正な配備により、薬物密輸の取締体制が強化され、より効果的・効率的な取締りが可能となった。

(様々な捜査手法の活用)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関合同で、様々な捜査手法を活用し、薬物密輸入事犯の取締りを実施した。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

財務省

- ・ 外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、取締りの強化を図った。

厚生労働省

- ・ 国際会議において、原料物質の仕出国、中継国等の関係国の原料規制担当者と積極的に情報交換を行い、仕出国、中継国等の解明を行った。

海上保安庁

- ・ 要注意船舶及び要注意船員のデータベースを利用した分析や継続的な追跡調査により、監視活動を効果的に実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した取締りにより、関係取締機関の連携を促進し、多くの密輸事犯を摘発するとともに、密輸密売組織を解明した。
- ・ 関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査を効果的に行い、覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発強化が図られた。

【まとめと今後の課題】

平成28年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、220件（前年比-54件、-19.7%）、検挙人員は、247人（前年比-44人、-15.1%）であった。薬物事犯別では、覚醒剤事犯の検挙件数は、85件（前年比+7件、+9.0%）、検挙人員は、108人（前年比+6人、+5.9%）と微増の一方、大麻事犯の検挙件数は、49件（前年比-18件、-26.9%）、検挙人員は、52人（前年比-12人、-18.8%）と減少、麻薬・向精神薬事犯の検挙件数も86件（前年比-43件、-33.3%）、検挙人員87人（前年比-38人、-30.4%）と減少した。

税関における平成28年中の薬物密輸入の押収量が約1,649kg（前年比約3.2倍）と大幅に増加し、平成11年（約2,186kg）に次ぐ過去2番目を記録するなど、深刻な状況となっている。

このうち、覚醒剤密輸入事犯は、約1,501kg（前年比約3.6倍）と大幅に増加し、過去最高を記録し、摘発件数についても104件（前年比25%増）と増加した。また、その密輸形態をみると、摘発件数については、昨年減少した航空機旅客による密輸入が増加に転じた。

押収量については、航空機旅客による密輸入を除くすべての形態で大幅に増加し、密輸手口の大口化が顕著となった。

隠匿手口をみると、スーツケースや土産品等を工作して覚醒剤を隠匿する従来の手口に加え、海上コンテナ内のスクラップに隠匿して密輸しようとしたり、樹脂様のものや円形ゴム様のものに覚醒剤をねり込んで隠匿する事例が国内ではじめて確認されるなど、年々悪質かつ巧妙になっている。

こうした覚醒剤密輸事件の摘発状況にも関わらず、末端価格は値下がり傾向で推移して

おり、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがえる。

このため、国内関係機関は緊密に連携しながら、密輸の水際での阻止に向けた各種取り組みを推進し、巡視船艇・航空機による重点的な取締り、情報収集の強化、各種捜査手法の効果的活用、悪質・巧妙化する密輸事犯に的確に対応するための体制の強化、装備資機材の拡充・高度化等を図っていく必要がある。

また、麻薬密造への不正使用を阻止するため、麻薬原料物質の輸出についても、適切な貿易管理を実施していく必要がある。さらに、密輸仕出国の郵政関係機関における利用者への郵送禁制品の周知及び引受け検査の徹底、本邦での税関に差し押さえられた郵便物に関する情報の共有等のため、郵政関係機関相互間での緊密な連携を引き続き図ることが必要である。

目標 5

薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

(1) 多様化する密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

(国際的な取締体制の構築)

【施策の内容】

財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築したほか、過去に摘発した密輸入事犯の事実関係等の確認を行った。

警察庁

- ・ 仕出国・地域及びその他の周辺国等との情報交換を強化し、密輸取締りのための国際的な共同オペレーションの進展を図ったほか、組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成28年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行うとともに、「覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物密輸・密売対策」をテーマとした発表・討議を実施し、参加国の薬物密輸対策における協力体制の強化を図った。

[平成28年度予算5,911千円]

- ・ アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ（N P S）等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、平成29年2月、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等29か国・2地域・4国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（A D E C）」を開催した。

[平成28年度予算13,739千円]

財務省

- ・ 国際会議等の機会を利用して薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、世界税関機構（W C O）やアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O A / P）が実施する取締プロジェクトに積極的に参加し、国際的な取締体制の構築に努めた。
- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象として、我が国において、あるいは我が国税関職員を海外派遣し、研修を実施した。さらに、航空機旅客による不正薬物等の密輸摘発を主眼として、W C Oとの連携により国際協働オペレーションを主導した。

厚生労働省

- ・ 9月に国際麻薬統制委員会（I N C B）主催による関係国で原料規制対策を議論する原料タスクフォース会合及び危険ドラッグ（N P S）対策を議論するN P Sタスクフォース会合の東京開催をホストした。

海上保安庁

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその周辺諸国へ職員を派遣し、情報収集等を行い、関係機関との協力関係を強化するとともに、新たな機関との協力関係を構築した。

総務省

- ・ 万国郵便連合（U P U）国際事務局に対し、特に近年我が国において危険ドラッグが社会問題化している点を強調した上で、麻薬等の密輸防止のための郵便物の引受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 海外関係当局との間に設定した連絡窓口等を通じた情報交換により、各国の薬物情勢等に関する情報及び具体的な薬物密輸情報を入手するに至ったほか、薬物密輸ルートの関係国・地域へ職員を派遣し、派遣先の当局とのコンタクトポイントの確立や関係強化が図られたことで、我が国へ向けて密輸出される薬物の取締りについての派遣国・地域での意識が向上した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係各国等との積極的な情報交換、研修及び会議への関係各国等の職員の招へい、関係各国等への職員の派遣等により、関係各国等との協力関係の強化が図られ、国際的な取締体制の構築が促進されるとともに、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。

総務省

- ・ 我が国からの要請を受け、万国郵便連合（U P U）国際事務局から、各加盟国及びその郵便事業体に対し、回章（加盟国の郵政関係機関からの要請に基づき、郵便業務の問題等に関する情報を各加盟国の郵政関係機関に通報するための文書）により周知が行われた。

（密輸組織の実態解明と取締方策の充実）

【施策の内容】

海上保安庁・財務省

- ・ 密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めたほか、洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

海上保安庁

- ・ 新たな形態で日本に持ち込まれる薬物の発見等のために、最新の密輸手口、薬物情勢等について担当職員に周知するとともに、巡視船艇・航空機による連携により洋上における監視・取締りを効果的に実施した。

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 各種国際会議や個別事件に関する海外出張等により、外国捜査機関との情報交換を積極的に行ったほか、密輸手口に応じた効果的な取締り及び捜査手法に関して、関係機関等と討議、研究を行った。

【施策の効果】

海上保安庁・財務省

- ・ 関係機関と要注意国来の密売組織員、運び屋、貨物等についての情報交換を積極的に行った結果、密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。

海上保安庁

- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施し、密輸事件を摘発した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、薬物密輸組織等の解明に資することができた。また、効果的な取締り及び捜査手法を積極的に活用し、密輸事件被疑者を検挙した。

(密輸等に関する薬物分析の推進)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係省庁の分析担当者間で最新の鑑定・分析方法に関する情報交換を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図った。

警察庁

- ・ 薬物の分析方法(薬物プロファイリングを含む)の研究・開発を継続して行った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関の研究所等との間で、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。

厚生労働省

- ・ 関係省庁の分析担当者間で情報交換を行い、鑑定・分析方法に関する情報の共有が図られた。

警察庁

- ・ 研究・開発を継続して行った結果、新規の乱用薬物の分析技術が向上した。また、薬物プロファイリングの精度が向上した。

(2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

【施策の内容】

外務省・警察庁・厚生労働省

- ・ 4月にニューヨークで開催された国連麻薬特別総会(UNGASS)に出席し、我が国の薬物乱用問題の状況やそれに対する取組について発表した。

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省・法務省

- ・ 第60会期国連麻薬委員会(CND)に出席し、需要削減・供給削減・国際協力に

関する議論に積極的に参加し、合成薬物対策を含む我が国の取組を紹介したほか、国際協力を更に推進する必要があることを強調した。

- ・ 第40回アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）や第26回国際協力薬物情報担当者会議（ADLOMICO）、G7ローマリヨン・グループ等の国際会議やその他専門家会合等に積極的に出席し、各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。

財務省

- ・ 外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結に向けた取組を推進し、ブラジル、メキシコ及びアルゼンチンと交渉を行うとともに、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、薬物等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。また、経済連携協定（EPA）交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組んだ。
- ・ WCOのアジア・大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（RILOA/P）の情報交換ネットワークの積極的活用を努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、情報交換を積極的に行った。また、国際会議等の機会を利用して薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

海上保安庁

- ・ 北太平洋地域の海上保安機関が参加する「北太平洋海上保安フォーラム」を開催し、薬物密輸対策をテーマとした情報交換会議を行い、協力体制の強化を図った。
- ・ アジア、中東及び南アフリカ諸国の海上保安機関の現場指揮官クラスを招へいし、薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図るための「海上犯罪取締り研修」を開催した。

警察庁

- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成28年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行った。

〔平成28年度予算5,911千円〕【再掲】

- ・ アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、平成28年2月、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等29か国・2地域・4国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

〔平成28年度予算13,739千円〕【再掲】

厚生労働省

- ・ アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）において、我が国の薬物乱用防止五か年戦略について発表するとともに、我が国が指定薬物として規制している

物質のリストを各国及び関係国際機関に提供し、当該リストに掲載された物質を我が国に輸出しないよう、関係各国へ働き掛けた。

【施策の効果】

外務省・警察庁・厚生労働省

- ・ 国連麻薬特別総会(UNGASS)では、成果文書である世界薬物問題に対する共同コミットメントの策定において、主導的役割を果たした。

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省

- ・ 第60会期国連麻薬委員会では、UNGASSのフォローアップや新たに物質を規制対象に加えることについて議論され、また、豪他と共催でNPSに係るサイドイベントを開催し、合成薬物対策の重要性を喚起するなど、国際議論に貢献した。

警察庁・海上保安庁・法務省・財務省・厚生労働省

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を端緒とした薬物密輸入事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を上げることができた。さらに、各国取締機関同士の間密接な協力関係を確認することもできた。

厚生労働省・警察庁

- ・ 各種国際会議への参加を通じ、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国連等における国際協力体制の構築を促進した。特に、危険ドラッグ(NPS)を含む合成薬物問題に関する国際的な認識を高めるため、我が国の状況や対策について積極的に情報発信し、合成薬物対策のための各国の国内措置、国際協力の推進を図った。また、国際的な薬物不正取引・乱用に関する最新の情報交換及びそれに関する国際協力の推進に貢献した。

(3) 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進

【施策の内容】

外務省

- ・ UNODCへの拠出を通じて、NPS対策を含むグローバルSMARTプログラム(合成薬物対策)やミャンマーにおけるケシの違法栽培モニタリング等を実施したほか、アフガニスタン及びその周辺地域に対する国境管理支援や麻薬取締当局への能力構築支援、代替作物開発等も幅広く実施した。

[平成28年度予算：総額約525万ドル]

財務省

- ・ アフリカ、アジア、中南米諸国の税関職員を対象として、取締技法等に関するセミナーを開催した。また、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換のためのネットワークづくりに努めた。

厚生労働省

- ・ UNODCがロシア・モスクワで開催したアフガニスタン及び中央アジア諸国の警察職員に対する研修に講師として麻薬取締官1名を派遣し、計19名の研修生に対

し国際的な乱用薬物情勢及び我が国の状況とその対策等について講義した。

- ・ 11月に日米麻薬取締協議会を那覇で開催し、米国側取締機関である司法省麻薬取締部（DEA）、空軍特別調査局（OSI）等と両国やアジア地域の薬物情勢について情報交換を行った。

総務省

- ・ 平成27年度に摘発された密輸仕出国の政府等に対し、特に近年我が国において危険ドラッグが社会問題化している点を強調した上で、我が国における薬物の輸入制限について、郵便事業者職員及び利用者に周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出した。

海上保安庁

- ・ 東南アジアの関係機関との情報交換、意見交換を実施した。また、中国、韓国、ロシア等の海上保安機関との間で実務者交流を促進したほか、薬物情勢及び薬物密輸組織に関する情報交換を実施した。
- ・ アジア、中東及び南アフリカ諸国の海上保安機関の現場指揮官クラスを招へいし、海上犯罪取締り能力の強化を図るための「海上犯罪取締り研修」を開催した。【再掲】

法務省・警察庁・厚生労働省

- ・ 国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。

警察庁

- ・ アジア・太平洋地域全体を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ（NPS）を含む薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、平成28年2月、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等29か国・2地域・4国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

〔平成28年度予算13,739千円〕【再掲】

- ・ アジア・アフリカ等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締に関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」を開催した。

【施策の効果】

外務省

- ・ 我が国拠出によって、UNODCが2016年に実施したプロジェクトのうち、特に東南アジアを対象とするグローバルSMARTプログラムやミャンマーにおけるケシの違法栽培モニタリングは、我が国、並びに各国取締当局に対して、有益な情報を提供した。

財務省

- ・ 外国税関からの情報等を活用し、不正薬物等の密輸を摘発した。

厚生労働省

- ・ 麻薬取締官がアフガニスタンや中央アジア各国の警察職員に講義を行い、各国警察の能力向上に寄与した。

総務省

- ・ 個別に文書を発出した密輸仕出国の政府等から、利用者への郵便禁制品の周知及び引受検査の徹底を実施する等の回答を受け、一層の密輸防止の徹底が図られた。

海上保安庁・財務省

- ・ 開発途上国の薬物対策への協力により、開発途上国の薬物問題への対処能力の向上に寄与するとともに、関係各国の薬物取締能力の向上に寄与した。

海上保安庁

- ・ 関係機関の職員への研修・訓練を通じ、薬物密輸に対する海上取締能力等の向上に一定の貢献を果たすとともに、会議の開催を通じて、仕出国、中継国等の関係国と積極的な情報交換を実施することで、密輸組織等の動向に関する最新の情報が得られた。

海上保安庁・警察庁

- ・ 我が国への主要な薬物仕出地域である東南アジア諸国等を始めとする関係各国等への研修・技術移転により、関係各国等の取締機関等の分析及び取締能力、薬物乱用防止に対する能力の向上が図られた。
- ・ 各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等に関する積極的な情報交換を通じて、海外関係機関との協力関係が強化されるなど、各国との緊密な連携・協力が促進された。

警察庁

- ・ 平成29年2月、「アジア・太平洋薬物取締会議（A D E C）」を東京都内で開催し、29か国、2地域、4国際機関の参加を得て、覚醒剤・危険ドラッグ（N P S）等の薬物取締りに関する討議を行うことにより、アジア太平洋地域等における協力的体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。

法務省・警察庁

- ・ I C P O等を通じた関係各国等の取締機関との捜査協力により、薬物の密輸入情報を入手した。

【まとめと今後の課題】

薬物対策には、国内における取組みだけでは限界があるため、国際会議等への積極的な参加を通じて関係各国や国連機関等と意見交換を行うとともに、国際的な協力関係を強化していくことが重要である。また、危険ドラッグ（N P S）対策を含むこれまでの薬物対策の実績に基づく我が国の知見を提供し、さらに、周辺国の取締能力の向上を支援するなど、我が国の強みを生かしつつ、引き続き国際協力を推進していく必要がある。

当面の主な課題

平成28年中の我が国の薬物情勢については、覚醒剤事犯の検挙人員は過去20年間で最も少なかったものの依然として1万人を超えており、大麻事犯の検挙人員は3年連続増加し、2,700人を超えた。さらに、覚醒剤の押収量は、大量密輸事件の検挙が相次ぎ、平成11年に次ぐ過去2番目の押収量を記録するなど、国内における根強い薬物需要と供給元の存在がうかがわれる。また、危険ドラッグ事犯については、検挙者が前年と比べ減少し、1千人を下回るなど関係機関による諸対策が成果を上げているが、一方で入手方法がインターネットを利用するなど潜在化が継続しており、予断を許さない状況にある。

このため、特に増加傾向が顕著な大麻事犯や、悪質・巧妙化する大口の密輸入事犯、覚醒剤事犯の高い再犯率に対して継続した対策を講じつつ、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づく総合的な取組を引き続き推進する必要がある。

[参考データ]

●全薬物事犯検挙人員

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
検挙人員	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965	14,200	13,881	13,292	13,437	13,887	13,841

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注) 覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
検挙件数	17,480	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109	16,689	15,472	15,571	16,168	15,374
検挙人員	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
大麻	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167	2,722
麻薬・向精神薬	611	542	601	429	375	346	341	540	452	516	505
あへん	27	47	21	28	23	12	6	9	24	4	7

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
覚醒剤	144.0	359.0	402.6	369.5	310.7	350.9	466.6	846.5	570.2	431.8	1521.4
乾燥大麻	233.8	503.6	382.3	207.4	181.7	141.1	332.8	198.0	166.6	104.6	159.7
大麻樹脂	98.7	56.9	33.4	17.4	13.9	28.4	42.5	1.2	36.7	3.9	1.0
コカイン	9.9	19.1	5.6	11.6	7.2	28.8	6.9	124.1	2.3	18.6	113.3
ヘロイン	2.3	2.0	1.0	1.2	0.3	3.6	0.1	3.8	0.0	2.0	0.0
あへん	28.1	19.6	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2	0.2	0.2	0.0	0.7
MDMA等錠剤型合成麻薬	195,294	1,278,354	217,883	91,960	18,246	27,187	3,708	2,147	608	1,074	5,122

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	296	308	255	258	228	185	148	125	94	119	136
うち中学生	11	4	8	6	7	4	3	1	2	1	7
うち高校生	44	28	34	25	30	25	22	15	12	14	18

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	3,239	2,799	2,692	2,642	2,420	2,131	1,682	1,489	1,556	1,437
うち少年	308	255	258	228	185	148	125	94	119	136
うち20歳代	2,931	2,544	2,434	2,414	2,235	1,983	1,557	1,395	1,437	1,301

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	197	184	234	214	164	82	67	61	80	144	211
うち中学生	4	1	2	5	11	1	0	0	3	3	2
うち高校生	28	48	48	34	18	15	18	10	18	24	32

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
総数	1,614	1,776	1,880	1,396	926	809	712	745	1,049	1,237
うち少年	184	234	214	164	82	67	61	80	144	211
うち20歳代	1,430	1,542	1,666	1,232	844	742	651	665	905	1,026

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	開催校数	7,157	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180	13,890	14,401	15,418	15,734	15,886
	開催率	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9	67.1	72.3	76.4	77.3
中学校	開催校数	6,321	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566	8,745	8,945	9,519	9,351	9,541
	開催率	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7	82.8	88.3	89.2	91.0
義務教育学校	開催校数											25
	開催率											100.0
高等学校	開催校数	3,302	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835	3,850	3,883	3,980	3,995	4,104
	開催率	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2	81.3	83.6	84.7	86.3
中等教育学校	開催校数	11	8	16	22	29	32	34	38	37	39	40
	開催率	40.7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8	77.6	75.5	78.0	76.9

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率

(人、%)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
検挙人員		11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607
	うち再犯者数	6,421	6,807	6,283	6,865	7,206	7,152	7,232	6,989	7,190	7,237	6,879
	比率 (%)	54.3	55.7	55.9	57.8	59.1	59.2	61.1	62.8	64.5	64.6	64.9

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
検挙人員		11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607
	うち暴力団関係者	6,098	6,415	5,849	6,242	6,361	6,594	6,421	6,112	6,066	5,758	5,114
	構成比 (%)	51.6	52.5	52.1	52.6	52.1	54.6	54.2	54.9	54.4	51.4	48.2

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
来日外国人検挙人員		714	730	693	664	601	536	469	454	467	439	498
	うちイラン人	104	134	171	143	70	48	35	25	30	18	32
	構成比 (%)	14.6	18.4	24.7	21.5	11.6	9.0	7.5	5.5	6.4	4.1	6.4

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
覚醒剤	件数	69	65	79	168	136	189	127	127	154	78	85
	人員	84	90	99	227	163	222	179	181	180	102	108
大麻	件数	122	72	83	46	25	34	50	47	42	67	49
	人員	130	76	90	49	26	34	69	51	43	64	52
麻薬・ 向精神薬	件数	38	60	42	54	33	27	37	70	66	129	86
	人員	44	67	53	59	33	24	41	61	76	125	87
あへん	件数	1	6	1	4	2	1	1	1	0	0	0
	人員	1	8	2	2	2	1	1	1	0	0	0
合計	件数	230	203	205	272	196	251	215	245	262	274	220
	人員	259	241	244	337	224	281	290	294	299	291	247

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●危険ドラッグ事犯検挙人員

(人)

		H26	H27	H28
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反		549	1,040	826
	うち少年	18	28	10
	構成比 (%)	3.3	2.7	1.2
医薬品医療機器法違反以外の法令違反		348	236	162
	うち少年	9	2	4
	構成比 (%)	2.6	0.8	2.5
合計		897	1,276	988
	うち少年	27	30	14
	構成比 (%)	3.0	2.6	1.4

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注) 医薬品医療機器法違反以外の法令違反とは麻薬及び向精神薬取締法違反、交通関連法令等。